

第32回

# 日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会

The 32th International Billfish Tournament in Yonaguni

主催：与那国町

主管：日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会実行委員会

### 第32回日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会実施要項

◎趣 旨 黒潮源流路である日本最西端与那国島の海洋を広く紹介するとともに、国内外から多くの釣り愛好家や観光客の誘致を図り、地域住民との交流・友好の和を広げ、日本最西端国境の町・与那国島を海洋レジャーのメッカとして発展させるべく広くアピールし、観光・漁業の振興及び地域の活性化を図る。

◎名 称 第32回日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会

◎開催期日 令和3年7月2日(金)～7月4日(日)

**※毎年、7月の第1週、金・土・日を開催期日とする。**

**※7月1日が土曜日の場合(日曜日も同様)、次の週の金・土・日を開催期日とする。**

◎開催地 沖縄県与那国町久部良漁港を基地とする近海及び沿岸

◎主催 与那国町

◎主管 日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会実行委員会

◎後援 沖縄県/(一財)沖縄観光コンベンションビューロー/一社八重山ビジターズビューロー/NHK沖縄放送局/琉球朝日放送(株)/沖縄テレビ放送(株)/沖縄タイムス社/琉球新報社/琉球放送株式会社/(株)八重山毎日新聞/(株)八重山日報/与那国町観光協会/与那国町商工会  
与那国町漁業協同組合 ※予定

◎協賛 日本トランスオーシャン航空(株)/琉球エアークommューター(株)/中央ツーリスト南ぬ島石垣店/オリオンビール(株)/沖縄コカ・コーラボトリング/ネスパマリン・(有)野山エンジニアリング/与那国ホンダ/合名会社崎元酒造所/国泉泡盛合名会社/入波平酒造株式会社

**one) mahina** ※予定

◎協力 自衛隊沖縄地方協力本部/石垣海上保安部/八重山警察署/久部良中学校  
与那国駐屯地 ※予定

◎日 程 ◇7月2日(金)

15:00~16:30 受 付  
 18:00~18:30 競技説明会議 (リーダー会議)  
 19:00~19:30 開会式  
 19:30~21:00 交流会・アトラクション

◇7月3日(土)

7:00 スタートフィッシング  
 9:00 磯釣り競技スタート  
 9:00~16:00 与那国馬ふれあい体験 (乗馬有り)  
 9:30~11:00 海底遺跡巡り体験乗船ツアー  
 10:00 親子釣り競技開始 (漁港内)  
 10:00~13:30 海上保安庁巡視船一般公開  
 10:30 定時連絡  
 13:30 定時連絡  
 15:00 親子釣り・磯釣り競技ストップ  
 17:00 ストップフィッシング  
 トローリング  
 17:30 帰港、検量審査  
 18:30~21:00 アトラクション

◇7月4日(日)

7:00 スタートフィッシング  
 9:00 磯釣り競技スタート  
 9:00~11:30 よなぐに馬“乗馬体験” (久部良・ナーマ浜)  
 9:00~16:00 警察展  
 9:30~11:00 海底遺跡巡り体験乗船ツアー  
 10:30 定時連絡  
 13:30 定時連絡  
 13:30~15:00 海底遺跡巡り体験乗船ツアー  
 14:30~16:00 よなぐに馬“乗馬体験” (久部良・ナーマ浜)  
 15:00 磯釣り競技終了  
 16:00 ストップフィッシング：トローリング  
 16:30 帰港、検量審査  
 18:15~18:45 閉会式・表彰  
 19:30~21:00 アトラクション

- ◎競技種目 トローリングの部、磯釣りの部とする。
- ◎競技規則 I G F Aルール及び大会特設ルールを併用する。
- ◎表彰 【トローリング賞】 1位～3位  
【磯釣り賞】 1位～3位  
【大物賞】 トローリングのみ
- ◎参加資格 (1)実施要領のとおりとする。また、誓約書について受領後参加資格を得るものとする。その他、与那国町暴力団排除条例に準ずる。  
(2)漁業を営んでいる者は参加できない。
- ◎ボート チャーターボート（地元漁船）の使用を原則とし、オーナーボート（自船）での参加も認める。ただし、チャーターボートの割振りは指名とする。指名がない場合は事務局で配船する。
- ◎申込方法 所定の参加申込書及び誓約書に必要事項を記入し、郵送、FAX、メールまたは持参すること。  
担当：中村 E-mail: kikaku-shoukoukankou@town.yonaguni.okinawa.jp
- ◎参加料等 参加料及びボート料は、申し込みと同時に指定口座に振り込んでください。  
**※現金受付は不可。**（参加料及びボート料は、別紙実施要領参照）

**【指定口座】**

**金融名** 九州信用漁業協同組合連合会 沖縄総括支店（与那国代理店）  
**預金種別** 普通預金  
**店番** 007  
**口座番号** 4772572  
**口座名義** 日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会実行委員会

- ◎申込期間 **令和3年4月30日(金)～令和3年6月4日(金)**までとする。但し、チャーターボート（元漁船）に限りがありますので、先着順とし定員に達し次第、締め切るものとする。
- ◎その他 (1)感染症の影響及び台風等の悪天候が予想される時は、規模縮小、延期及び中止について通知する。その場合、参加料以外に関するその他費用については保証しないものとする。  
(2)大会2日間の朝食（軽食）及び昼食（弁当）は大会事務局で準備する。  
(3)参加者の都合によるキャンセルは、参加料を返金しないものとする。

**【問い合わせ先】** 日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会実行委員会事務局

〒907-1801  
 沖縄県与那国町字与那国129  
 与那国町役場 企画財政課内  
 TEL 0980-87-3577  
 FAX 0980-87-2079

第32回日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会実施要領

種目・項目	トローリング	磯釣り	備考
対象魚	カジキ類	グルクン・ハタ類 ヒラアジ類 ブダイ・ミミジャー その他	
競技期日	1日目：7月3日（土） 2日目：7月4日（日）	1日目：7月3日（土） 2日目：7月4日（日）	
競技時間	1日目 7:00～17:00 2日目 7:00～16:00	1日目 9:00～15:00 2日目 9:00～15:00	
競技場所	与那国島近海	与那国島沿岸	
受付登録	7月 2日（金） 15:00～16:30	7月 2日（金） 15:00～16:30	
参加料 （保険料含む）	1名10,000円 （2日間込み）	1名5,000円 （2日間込み）	
ゲスト料	1名5,000円 （2日間込み）		
ボート料	1チーム（2名以内） 1日間 50,000円 2日間 100,000円		
	※チャーターボート（地元漁船）を使用することを原則とする。但しオーナーボート（自船）での参加の場合は、入漁料（1日につき15,000円）を徴収する。		
ポイント	5kg以上を対象に 1kg増すごとに 1ポイントとする。	大物賞1kg以上を 対象1kg増すごとに 1ポイントとする。	
チーム単位	1チーム 1～2名	個人、一般	
保管料及び 解体料金	釣漁の冷凍保管料及び解体料金は、次のとおりとする。 ◎保管料－1kg当たり1日40円 ◎解体料－1kg当たり30円		
競技規則	IGFAルール及び大会特別ルールを併用する。		

## 第1条 反社会勢力の排除

- 1 実行委員長は、大会参加者が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らかの催告を要せず、本大会の参加資格を解除することができる。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ④暴力団準構成員
  - ⑤暴力団関係者
  - ⑥総会屋等
  - ⑦社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑧特殊知能暴力集団
  - ⑨その他前号に準ずる者
  
- 2 実行委員長は、大会参加者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本大会の参加資格を解除することができる。
  - ①暴力的な欲求行動
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて実行委員長の信用を棄却し、または業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
  
- 3 実行委員長が本条各項の規定により本大会参加資格を解除した場合には、大会参加に損害が生じても実行委員長は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、かかる解除により実行委員長に損害が生じたときは、大会参加者はその損害を賠償するものとする。なお、当方の個人情報を警察に提供する場合があることについて同意すること。

## 誓 約 書

私は、下記1～5の事項に該当する者ではありません。  
また、将来にわたっても、該当しないことを誓約します。  
虚偽の申告をした場合、本大会参加資格を無条件で解除され、これにより損害が生じた場合、又は警察等による捜査の対象となった場合でも一切の賠償請求等を行いません。

### 記

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して反社会的勢力という）
- 2 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 3 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している者
- 4 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている者
- 5 反社会的勢力と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有している者

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

チーム名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

## 日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会競技規則

本規則は、日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会（以下「大会」という。）の安全確保と円滑な大会運営を行うため設ける。

第1条 参加希望者は、大会要項に定めた所定の手続きをとり、参加資格を得るものとする。

- 1 各参加チーム及び個人は本大会の競技説明会議（リーダー会議）に必ず出席するものとする。
- 2 前項の規則に違反した者（欠席）は本大会の釣果より20ポイント減する。
- 3 前項の規則に関わらず正当な理由により欠席した場合はこの限りではない。

第2条 競技種目は次のとおりとする。

- ① トローリングの部
- ② 磯釣り部門

第3条 対象魚は次のとおりとする。

- ① トローリング（カジキ類のみ）
- ③ 磯釣り部門（グルクン、ハタ類、ガーラ、チン、ブダイ、イソマグロ、ヒメフエダイ  
その他）※その他は大会本部が認めるもの

1. 上記のうちトローリング部門は1尾の重量が5kg以上、磯釣り部門は合計重量が0.5kg以上を審査の対象とする。（サメ、タコ、エイ、哺乳類等は対象外とする。）

第4条 対象魚となる釣果を故意に傷つけたときは、審査の対象外とする。

第5条 競技は大会長の合図によりスタートし、定められた時間までに久部良漁港への帰港を以て終了する。ただし、競技終了時間直前にヒットした場合は、その旨を大会本部に報告し、指示を受けること。この場合、何の連絡もなく時間を守らなかったときは失格とみなす。

2. 競技終了定刻30分までの遅刻は審判長の判断によるものとし、それ以後の帰港者は失格とする。

第6条 競技上の安全確保のため、海上波浪警報発令の場合は競技を中止する。但し、台風接近による影響が考えられるときには、事前に中止及び延期の決定を行い、これを参加者に通知する。

2. 波浪注意報及び海上濃霧注意報等発令中の場合は、波高・風速・視界など実情を考慮して、競技の進行（時間の変更、短縮及び中止）については、大会事務局が審議し、審判長の判断を経て事務局長が通知する。

第7条 船上における安全確保のため、競技者は船長の指示に従って競技を行うこと。

第8条 競技者は時間を厳守し、競技の進行に支障をきたさないように留意すること。また、競技を途中棄権するときは、速やかに大会本部へ連絡すること。

第9条 競技者は、スポーツフィッシャーマンシップの原則に基づき行動し、不当な申告、その他釣り人らしくない行為が見受けられたときは失格の原因となり、次回大会以降の参加資格を失う。

第10条 競技に使用する船は主催者が用意したものを使用し、割振りについては予め抽選によって決める。ただし、競技者同士の申し合わせにより、抽選以外の方法により決めることもできる。



2. ボート1艘につきトローリングの場合2名を選手の定員とする。オーナーボートの場合は、その限りでない。

第11条 オーナーボートで参加する場合は、乗員全員を参加者として参加料を支払うものとする。

2. オーナーボートでの参加者は、入漁料を支払うものとする。

第12条 釣果の検量及び審査は、競技者立ち会いのもとで行うこと。

2. 検量及び審査の後、写真撮影を必ず行うこと。

第13条 釣果は競技者に所有権を有し、釣果の取り扱いについては必ず大会本部に通告しなければならない。ただし、釣果の取扱について大会本部に通告なき場合は、所有権を放棄したものとみなす。

2. 競技者が釣果を所有する場合、解体料・保管料を競技者が支払うものとする。

第14条 競技審判長及びキャプテンは、ルールに違反した競技者について大会本部の指示のもとに、違反者を失格させる権限を有する。

第15条 大会本部の決定事項、または他競技者の行為に対する異議の申立を希望する競技者は、競技終了後30分以内に書面をもって大会本部に申し出ること。

2. 大会本部は競技者の申立に対し裁定する。この裁定は、最終決定である。

第16条 この規則に定めるもののほか、本大会の運営上必要な細則は、大会本部が別に定める。

日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会緊急時連絡系統図

